

# 吹田市立山田東中学校

## 入 学 案 内



令和 6 年度（2024 年度）

〒565-0821

吹田市山田東 4 丁目 3 3 番 1 号

TEL 06-6876-6002

FAX 06-6876-6063



<http://www2.suita.ed.jp/school/jhs/13-yamahi/>

# 目 次

|     |                             |       |
|-----|-----------------------------|-------|
| 1.  | はじめに                        | p. 1  |
| 2.  | 吹田市の教育                      |       |
|     | ～吹田市教育ビジョン，人権教育の推進について～     | p. 2  |
| 3.  | 学校の概要                       | p. 3  |
| 4.  | 年間行事と授業時数                   | p. 4  |
| 5.  | 生徒会活動，クラブ活動                 | p. 5  |
| 6.  | 服装関係                        | p. 5  |
| 7.  | 入学式について                     | p. 7  |
| 8.  | 校章・校歌                       | p. 8  |
| 9.  | 校舎配置図                       | p. 9  |
| 10. | 保健室より                       | p. 10 |
| 11. | 何かあったら、まず担任にご相談を            | p. 12 |
| 12. | 携帯電話(スマートフォン)等を巡るトラブル防止に向けて | p. 13 |
| 13. | 学校徴収金について                   | p. 14 |
| 14. | 就学援助費制度について                 | p. 15 |
| 15. | 災害時の対応について                  | p. 16 |
| 16. | 《参考資料》物品価格一覧表               | p. 17 |
| 17. | 昼食について                      | p. 18 |
| 18. | P T A 規約等(規約・細則・個人情報取扱規則)   | p. 19 |

# 1. はじめに

本校は、保護者の皆様や地域の方々が「子どもを託すことができる学校」をめざし、その目標を達成するために以下のことを重点的に取り組んでいます。

## (1) 一人ひとりを大切にしたい人権教育の推進と落ち着いた学習環境づくり

生徒たちは思いやりの心を持ち、仲間と力を合わせて、落ち着いた学習環境の中でそれぞれの夢や目標の実現に向け努力しています。

## (2) 生徒が学ぶ喜びを知る授業づくり

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、思考力、判断力、表現力を育成するため、分かりやすく魅力的な授業づくりを進めています。特に、生徒の『主体的・対話的で深い学び』による「総合的人間力」の育成をめざしています。

## (3) 幼小中一貫教育の推進による12年間の一貫性・継続性のある指導

幼稚園・小学校・中学校の教職員が「めざす子ども像」を共有し、合同研修や授業研究を行うことにより、12年間を見通した「確かな学力」の育成をめざしています。また、体育大会や合唱コンクールリハーサルの見学、中学校での授業・部活動体験など、児童が中学校生活を体験する機会も設けています。

## (4) 地域・保護者から信頼される開かれた学校づくり

合唱コンクール・体育大会等の学校行事やオープンスクールなど、学校公開日には多くの方々に参観していただいています。また、学校だよりやホームページ、ブログ等を通じて教育内容の積極的な情報発信に努めています。

毎年行われる全国学力・学習状況調査の結果は、すべての教科で全国の平均値を上回っており、落ち着いた学校生活の中で学習に取り組んでいる成果であると考えています。また、この調査の生徒質問紙（『自分には、よいところがあると思いますか』『普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか』『学校の授業以外に普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどのくらいの時間勉強をしますか』)においても、肯定的に回答している割合が高くなっています。これは、各ご家庭で学習環境を整え、子どもたちの良さを認め育ていただいているお陰であると考えています。

入学後は、大切なお子様を責任持ってお預かりし、確かな学力を備えた、心身共に健康で、豊かな創造力と国際性のある生徒の育成に努めてまいります。

保護者の皆様と共に手を携えて教育活動を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2. 吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき とともにつながり 未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

### 吹田市教育ビジョン

#### 教育理念

「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき とともにつながり 未来を拓く吹田の教育」

#### 基本目標1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～

#### 基本目標2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働しともに歩む教育～

#### 基本目標3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを支援する教育環境～

## 人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

### スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・相手の立場に立って考えること
- ・ものごとを公平にみること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと

### 3. 学校の概要（令和5年度）

❖所在地 〒565-0821 大阪府吹田市山田東4丁目33番1号  
☎ 06-6876-6002 Fax 06-6876-6063

❖教育目標

1 健康な心と体の育成 2 豊かな創造力と国際性 3 自由・自律と公共の精神

❖めざす子ども像(中学校ブロックとしての「めざす子ども像」)

1 自らを律し、自他ともに大切にできる子 2 考え、聞き、判断できる子  
3 自分で考え、表現し、行動していく子

❖本年度の重点課題

『互いの生命や人格を尊重し、違いを認め合い ともに学び、ともに育つ学校づくり』

1. 豊かな人間性をはぐくむ人権教育の推進
  - (1) 人権を尊重し、他人を思いやる心の育成
  - (2) 相手の立場に立って考えることのできる生徒の育成
  - (3) 教職員の人権意識、人権感覚を高める研修の実施
2. 学びを人生や社会に生かすことのできる生徒の育成
  - (1) 学ぶ喜びを知る授業づくり
  - (2) 『主体的・対話的で深い学び』の実現をめざした授業づくり
  - (3) 未知の状況に対応できる『思考力・判断力・表現力』の実現をめざした授業づくり
3. 地域・保護者から信頼される学校づくりの推進
  - (1) 学校・家庭・地域の連携
  - (2) 教職員の資質・能力の向上
  - (3) 守り育ててもらった地域に貢献できる生徒の育成

❖教職員数 36名

❖日課表

❖生徒数

|     | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 支<br>援 | 合<br>計 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 男 子 | 86     | 83     | 83     | (32)   | 252    |
| 女 子 | 73     | 69     | 72     | (4)    | 214    |
| 合 計 | 159    | 152    | 155    | (36)   | 466    |
| 学級数 | 4      | 4      | 4      | 5      | 17     |

(R5 5/1 現在)

|        |       |   |       |
|--------|-------|---|-------|
| 予 鈴    | 8:25  |   |       |
| SHR・朝読 | 8:30  | ～ | 8:40  |
| 1 限    | 8:50  | ～ | 9:40  |
| 2 限    | 9:50  | ～ | 10:40 |
| 3 限    | 10:50 | ～ | 11:40 |
| 4 限    | 11:50 | ～ | 12:40 |
| 昼食     | 12:40 | ～ | 13:25 |
| 5 限    | 13:30 | ～ | 14:20 |
| 6 限    | 14:30 | ～ | 15:20 |
| 終礼・掃除  | 15:20 | ～ | 15:50 |
| クラブ活動  | 15:50 | ～ |       |

❖学校沿革史

昭和61年 4月 1日 吹田市立山田東中学校創設。初代校長 辻本登作  
4月 8日 第1回入学式及び始業式  
生徒数 609名 1年8クラス、2年6クラス  
5月14日 PTA設立  
9月 3日 校歌制定  
11月22日 開校式挙行  
昭和63年 3月14日 第1回卒業式。卒業生269名  
平成27年12月 5日 創立30周年記念式典開催  
令和 5年 3月13日 第36回卒業式（36期生）卒業生総数 7,388名（36期生まで）  
令和 6年 4月 8日 第38回入学式（39期生）

## 4. 年間行事と授業時数

### ❖主な年間行事（令和5年度）

- 4月 入学式、始業式、身体測定、生徒会選挙、PTA委員選出、クラブ入部  
3年生 全国学力・学習状況調査
- 5月 1年校外学習、中間テスト、PTA総会、オープンスクール  
教育課程・評価説明(資料配布)、修学旅行(3年)、教育実習
- 6月 2年校外学習、3年進路説明会、期末テスト、視聴覚行事(延期)、避難訓練
- 7月 懇談、終業式
- 8月 始業式、全学年実力テスト
- 9月 3年チャレンジテスト
- 10月 合唱コンクール、中間テスト、生徒会選挙、(地域協賛フェスティバル)
- 11月 体育大会、創立記念日(2日)、3年実力テスト、オープンスクール、2年職業講話  
1年校外学習、3年予備懇談、期末テスト、避難訓練
- 12月 個人懇談、終業式、
- 1月 始業式、実力テスト、1・2年チャレンジテスト、3年学年末テスト  
1・2年実力テスト
- 2月 私立高校入試、公立(特別選抜)高校入試、入学説明会、PTA総会  
1・2年授業参観、進路懇談(3年)、1・2年学年末テスト
- 3月 公立(一般)高校入試、卒業式、1・2年懇談会、修了式

### ❖授業時間数

| 年間授業時間数 |      |      |      | 週授業時間数 |     |    |    |
|---------|------|------|------|--------|-----|----|----|
|         | 1年   | 2年   | 3年   |        | 1年  | 2年 | 3年 |
| 国語      | 140  | 140  | 105  | 国語     | 4   | 4  | 3  |
| 社会      | 105  | 105  | 140  | 社会     | 3   | 3  | 4  |
| 数学      | 140  | 105  | 140  | 数学     | 4   | 3  | 4  |
| 理科      | 105  | 140  | 140  | 理科     | 3   | 4  | 4  |
| 音楽      | 45   | 35   | 35   | 音楽     | 1.3 | 1  | 1  |
| 美術      | 45   | 35   | 35   | 美術     | 1.3 | 1  | 1  |
| 保体      | 105  | 105  | 105  | 保体     | 3   | 3  | 3  |
| 技家      | 70   | 70   | 35   | 技家     | 2   | 2  | 1  |
| 英語      | 140  | 140  | 140  | 英語     | 4   | 4  | 4  |
| 道德      | 35   | 35   | 35   | 道德     | 1   | 1  | 1  |
| 特活      | 35   | 35   | 35   | 特活     | 1   | 1  | 1  |
| 総合      | 50   | 70   | 70   | 総合     | 1.4 | 2  | 2  |
| 総計      | 1015 | 1015 | 1015 | 総計     | 29  | 29 | 29 |

## 5. 生徒会活動，クラブ活動（令和5年度）

### ❖ 生徒会活動

生徒会は、会員の自治活動を増進し、自由で明るい集団をつくることを目的とします。  
生徒会には次の機関があります。

- ①生徒総会 ②執行部 ③生徒議会 ④執行委員会 ⑤専門委員会 ⑥クラブ部長会  
執行部は 会長 1 名 副会長 2 名 書記 1 名と専門委員長で構成します。  
専門委員には①代議員 ②生活委員 ③美化委員 ④保健委員 ⑤体育委員  
⑥文化委員 ⑦図書委員があります。（生徒会会則より一部抜粋）

### ❖ クラブ活動

| 運動系クラブ                   | 文化系クラブ |
|--------------------------|--------|
| 野球部（男・女）                 | 放送部    |
| 女子バスケットボール部              | 吹奏楽部   |
| 男子バスケットボール部              | 美術部    |
| バレーボール部（男・女）             | ダンス部   |
| 男子テニス部                   |        |
| 卓球部（男・女）                 |        |
| 剣道部（男・女）                 |        |
| 水泳部（男・女）                 |        |
| 陸上競技部（男・女）（R4年度より新規募集停止） |        |
| サッカー部（男・女）               |        |

## 6. 服装関係

### ① Aタイプ

- ・冬服 上：学校指定紺詰め襟学生服と白長袖カッターシャツ・白長袖ポロシャツ  
（※気候等に応じて白半袖カッターシャツ・白半袖ポロシャツの着用も可。）  
下：学校指定紺ズボン
- ・夏服 上：白半袖カッターシャツまたは白半袖ポロシャツ  
（※気候等に応じて白長袖カッターシャツ・白長袖ポロシャツの着用も可。）  
下：学校指定紺ズボン
- ・ベルト ：色・種類の指定は特になし。ただし、学校生活に適したものを選び、華美にならないように心がける。

### ② Bタイプ

- ・冬服 上：学校指定紺ブレザー・ベスト付と白長袖ブラウス・白長袖ポロシャツ・白長袖シャツ  
（※気候等に応じて白半袖ブラウス・白半袖ポロシャツ・白半袖シャツの着用も可。）  
下：学校指定紺スカートまたは学校指定紺ズボン
- ・夏服 上：学校指定白半袖ブラウス・白半袖ポロシャツ・白半袖シャツ  
（※気候等に応じて白長袖ブラウス・白半袖ポロシャツ・白半袖シャツ、ベストの着用も可。）  
下：学校指定紺スカート または  
学校指定紺ズボン
- ・ベルト ：色・種類の指定は特になし。ただし、学校生活に適したものを選び、華美にならないように心がける。

③ 冬服、夏服の移行

本校では、冬服と夏服の移行期間は特に設けておりません。体調や気候に合わせて上記の組み合わせで着用をお願いいたします。

③ 上記の下に着用するもの

- ・肌着として体育の服装を着用してはならない。（衛生面から）
- ・肌着として着用するものについては、無地(色は白、黒、紺、グレー、ベージュ)とする。

⑤ 冬期の防寒具

- ・冬服を着用しても寒さを感じる時は、冬服の下に白・紺・黒・茶・グレー等の華美でない色のVネックか丸首のトレーナー、ベスト、セーターの着用は可。ただし、フード付のものは認めない。
- ・コート、ジャンパー、ダウンジャケットなどの着用は可。ただし、着用は登下校中のみとし、登校後、教室では速やかに更衣すること。また、各自の責任で管理すること。
- ・ストッキング等については、体調に合わせて、無地のベージュ色、又は黒色のものを着用してもよい。（ストッキング等着用するときもソックスを履くこと。）
- ・その他の防寒具・・・登下校時のみ手袋・マフラーを着用してもよい。

⑥ 靴下

- ・色、種類の指定はないが、学校生活全般に適したものを選び、華美にならないよう心がける。

⑦ 頭髪

- ・学校生活にふさわしい髪型であること。
- ・パーマ、染色、脱色、カール、そりこみ、眉毛をそること等は禁止する。
- ・髪を束ねるものについて  
ゴム紐：色については各自で判断する。ただし華美にならないようにする。  
髪飾りになるものの使用は禁止する。リボンも禁止。

⑧ 名札をつける位置。

- ・夏服：胸ポケットに安全ピンで留める。
- ・冬服：胸ポケットに安全ピンで留める。

⑨ 通学靴、上靴、体育館シューズ、

- ・通学靴は運動に適した靴を履くこと。
- ・上靴は学校指定で、学年色のものを履く。（令和6年度 1年：青 2年：赤 3年：緑 ）
- ・体育館シューズは学校指定のものを履くこと。

⑩ かばん

- ・かばんは通学に適したものを使用すること。

⑪ 転入生について

転入生の制服、上靴、体育館シューズ、体育の服装については、前校のものをそのまま使用してもよい。ただし、買い替える場合は本校のものにすること。また、上記以外のものについては本校のものにすること。

## 7. 入学式について（令和6年度予定）

❖日時 令和 6年 4月 8日（月） 午前10時開式 体育館にて

| 時間    | 場所       | 内容                             | 留意点                                                            |
|-------|----------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 9:00  | 玄関       | 受付開始（下足前）<br>組分け発表<br>上靴に履き替えて | 必ず「 <u>入学通知書</u> 」を確認のため、お示ください。<br>氏名が記載されていないときは、受付にご連絡ください。 |
| 9:20  |          | 4階の教室で待機<br>します。（予定）           | 新入生は、9時20分までには登校してください。                                        |
| 9:40  |          | 廊下に整列待機                        | 保護者の皆さまは、9時40分までに式場へご入場ください。                                   |
| 10:00 | 体育館      | 入学式開式                          | 開式まで時間がございます。ご了承ください。                                          |
| 10:45 | 移動<br>教室 | 教室に誘導                          | 保護者の皆さまには、式場にてお話がありますので、<br>必ずお残りください。                         |
| 11:30 | 体育館      | 始業式                            | その後教室に上がっていただく予定です。                                            |
| 12:00 |          | 下校 予定                          |                                                                |

### ❖当日の所持品

- 入学通知書（市役所からのはがきを受付でご提示ください。回収はいたしません。）
- 上靴・体育館シューズ（生徒）、スリッパ（保護者）
- 筆記用具
- 教科書を入れるもの（大きめのものをご用意ください。）

### ❖その他留意事項

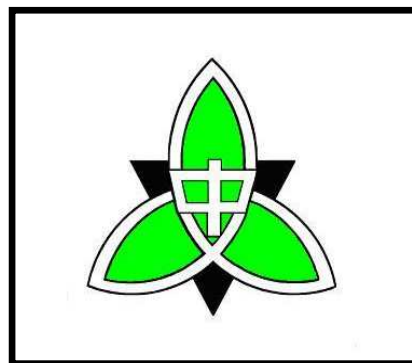
1. 冬期制服で登校してください。夏期制服は5月頃ご注文していただく予定です。
2. 名札は学校で用意いたします。小学校時と違う名前を使用される場合は至急連絡をお願いします。
3. 通学靴（運動に適した靴）、上靴は購入しておいてください。
4. 靴下の色・種類の指定はありませんが、華美にならないようにしてください。
5. 体育の服装の半袖シャツ、ハーフパンツ、ジャージ、体育館シューズは購入しておいてください。
6. 入学後すぐ全ての所持品に学年、組、名前を書いておいてください。
7. 口座振替の手続き（P14 参照）を必ず行ってください。振替金額等は、後日ご通知いたします。
8. 入学式当日に、新入生の名前の入ったプログラムを配付いたしますので、予めご了承ください。  
（新入生の保護者の方、ご来賓の方、PTA役員の方に配付いたします。）
9. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、式典内容の変更や、ご入場いただける保護者の方の人数の制限を行う場合もございますので、予めご了承ください。
10. 新入生並びに式に出席される保護者の方は、感染防止対策として、体調がすぐれない場合は、参加をお控えください。

## 8. 校章・校歌

### 校章の由来

三つの葉は緑で平和を意味し  
三角は山で、全体は「東」という  
文字を図案化したものです。

また、三枚の葉は知・徳・体の  
調和を意味し、三つの山は限りなく  
真・善・美の理想に近づこうとする  
ものである。



一期生 大埜 好輝 作

### 山田東中学校 校歌

作詞  
作曲

新野 新  
キダ・タロウ

(一)

天に向かって 突きぬける  
若い力は 果てしなく

千里ヶ丘の 光の中に

みんなで描こうよ

あした  
明日という日を

あゝ 山田東

われらの学び舎

(三)

緑のしずく ほとばしる

若竹のびる すこやかに

友が友呼ぶ 朝もやの中

手に手をとって

未来へ走ろう

あゝ 山田東

われらのふるさと

(二)

丘のかなたに こだまする

はすむいのちの 若い声

吹きぬけていく 風に向って

歌おう こころの

燃えたつ想いを

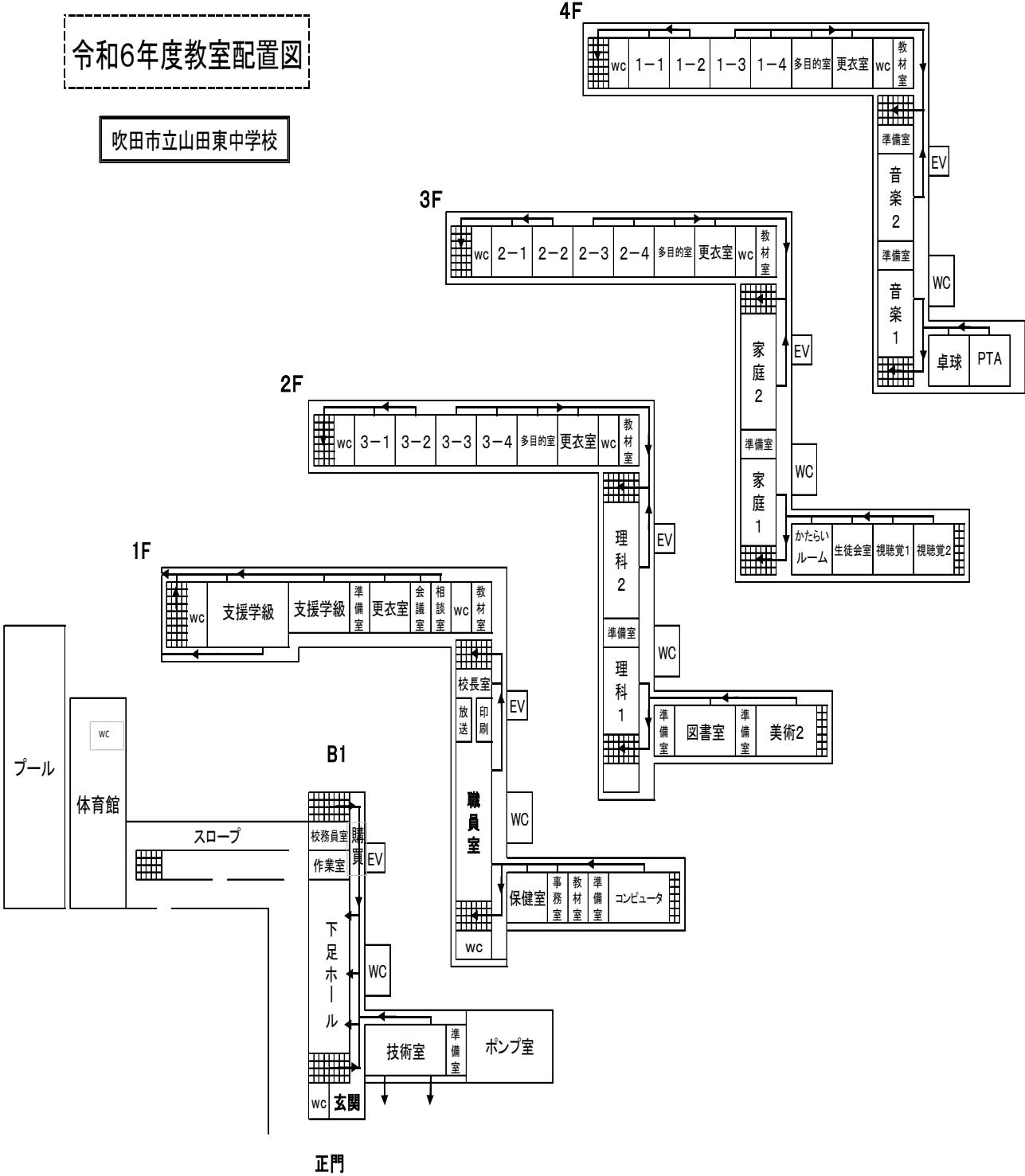
あゝ 山田東

われらの天地

9. 校舎配置図（令和6年度予定）

令和6年度教室配置図

吹田市立山田東中学校



## 10. 保健室より

### (1) 保健室の役割

保健室は、お子さんの学校生活を健康面からサポートしていきます。

健康診断や救急処置、こころやからだの悩みや心配事など健康相談を行う場所です。

### (2) ケガや体調不良のときは？

#### 〈ケガをした場合〉

- ・ 保健室では、その日に学校で起きたケガの手当をします。
- ・ 家庭や医療機関に引き継ぐまでの応急手当の範囲内で行います。
- ・ 継続的な処置（ガーゼや湿布交換など）は、ご家庭でお願いしております。

#### 〈医療機関へ搬送する場合〉

- ・ 緊急を要するケガについては、学校から保護者へ連絡を行い、医療機関へ搬送することもあります。
- ・ できる限り受診先へお越しくださるようお願いいたします。

医療機関での処置や治療については、保護者の同意が求められます。また、医療機関やお子さんの状態などによっては、保護者の受診付き添いを求められる場合があります。

- ・ ケガの程度によっては、経過を観察しながら学習を継続し、医療機関の受診については、ご家庭の判断にお任せする場合があります。

#### 〈体調不良の場合〉

- ・ 基本的に、保健室でのベッド安静は概ね 1 時間を目処としております。それ以上に安静や受診が必要と判断した場合には、保護者へ連絡いたします。
- ・ 早退に伴い、一人での帰宅が困難な場合には、お迎えをお願いしております。
- ・ 毎朝、登校前にお子さんの体調チェックをお願いいたします。
- ・ 保健室は、医療機関ではないので内服薬は与えられません。



生理痛や頭痛で薬が必要な場合は、お子さんと相談の上、必要最低限の量を持たせてください。また、服薬方法や貸し借りしないことなどをご確認ください。

### (3) 安全カードの記入について ～緊急時に迅速な連絡がとれるように～

- ・ 緊急時の連絡先は、少なくとも 2 件以上ご記入ください。
- ・ 記入内容（連絡先や保険証）の変更の場合は、速やかに学校へ連絡してください。
- ・ かかりつけ医の医療機関の記入がない場合や、診療時間外などで受診できない場合は、他の医療機関での受診となります。

※安全カードは、学校から緊急に医療機関を受診する際に持参します。

保険証番号を記入いただきますが、これは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには保険証等の原本提示が必要です。

### (4) 災害共済給付制度（スポーツ振興センター）について

- ・ 学校管理下において起きた災害や事故に関して、その治療費や見舞金を給付するものです。学校管理下とは、登下校中や学校生活・部活動中などです。
- ・ 共済掛け金の保護者負担額は 460 円です。（令和 5 年度現在）

- ・ 一定の条件や程度に応じて給付金が支給されます。すべてのケースで支給されるわけではありません。
- ・ ご家庭から医療機関へ受診された場合は、学校までご連絡ください。

## (5) 欠席と連絡方法

体調不良やその他の理由で欠席する場合は、必ず学校へご連絡ください。

また、次のような場合には、欠席扱いになりません。

### ① 学校感染症にかかっているとき（出席停止）

- 第一種 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルク病  
ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ  
新型コロナウイルス感染症
- 第二種 インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核  
髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎  
急性出血性結膜炎
- その他の感染症（感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 など）

#### 出席停止について

- ・ 感染症にかかったお子さんが十分に休養できるようにすると同時に、他のお子さんへの感染を防止するために必要な措置です。
- ・ 必ず、主治医の指示や出席停止期間に従ってくださいよう、お願いいたします。
- ・ 感染症の疑いがある場合（感染症の流行時など）には、なるべく早く医療機関へ受診願います。診断結果は学級担任へお知らせください。
- ・ 医師の診断書や登校許可証は不要です。
- ・ インフルエンザの場合は、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまでが、出席停止期間となっております。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の場合は、最新の措置基準に従う形となります。

### ② 臨時休業（学級閉鎖）になったとき：感染予防上、必要がある場合に行います。

### ③ 親族の忌引

- 父 母・・・10 日以内  
祖父母・・・5 日以内  
曾祖父母・・・3 日以内  
兄弟姉妹・・・5 日以内  
伯叔父母・・・3 日以内  
従兄弟姉妹・・・1 日以内



※なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算することができます。

お子さまの健康面で気になることがありましたら、担任または養護教諭まで気兼ねなくご連絡ください。保護者の方とともに考えてまいります。

## 1 1. 何かあったら、まず担任にご相談を

学校は集団生活の場です。いろいろな個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。そして時には人間関係がうまくいかなかったり、トラブルにあったりすることもあります。もし何か気になることや不安をお与えするようなことがありましたら、時を置かず遠慮なく担任等に連絡願います。電話や手紙、連絡帳など、方法は問いませんので気軽にご相談ください。

### 学校への不信、不満についても気軽にご相談ください

お子様が、学校の様子をたくさん話すことはとても良いことです。保護者の皆様も、学校のことや友人関係、学校生活等がよくわかり、的確な助言や励ましの言葉もかけやすくなると思います。

さて、3年間の学校生活の中では、気になる情報や心配な出来事をお子様から聞かれ、学校の対応等に不安や不満を感じることがあるかと思います。その際に次のような願いがあります。お子様からの情報が時には、誤っていたり、一部だけであるという可能性をお含みいただき、不信や不満を感じられていても、まずは担任等を通じ学校への連絡をお願いいたします。何気ない否定的な一言が知らず知らずのうちにマイナスの作用を生むこともあります。学校は連絡いただいた件について、きちんと説明させていただき、問題や課題については真摯に解決に向け努力いたします。学校と保護者の皆様が、協力し信頼し合ってこそ3年間のお子様の成長が十分に保証されるものであると考えます。なにとぞ、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 学校全体で支援しています

中学校では、学級担任以外にも教科担任や学年所属教員、クラブ顧問など様々な立場の教職員でお子様の成長を見守っています。担任と連絡を取り合っても問題が解決しない場合や、担任に伝えられずに悩むこともあるかもしれません。そんなときは、担任以外の教職員にも連絡を取ってください。学校ではお子様の成長を第一に考え、保護者の皆さまの声を大切にし、柔軟に対応していく用意があります。学校と家庭で協力関係をつくることが一番大事なことです。

また、本校ではスクールカウンセラー（臨床心理士）が配置されており、本校3階に設置している「かたらいルーム」にて、生徒や保護者の方の様々なご相談を受けております。令和4年度は、火曜日（1カ月に3回程度）9：50～16：20の時間帯を基本に、面接の時間を取っております。

### 学校以外の教育相談窓口

お子様についてお悩みのことは、遠慮なく学校にご相談ください。なお、学校に相談しづらいことがある場合は、学校以外にも次の教育相談窓口がありますのでご利用ください。

#### 吹田市立教育センター

吹田市出口町 2-1 ☎ 6388-1455

来所相談・電話相談 いじめのなやみ相談室 スクール・セクシュアル・ハラスメント相談  
出張教育相談 不登校児童・生徒支援事業

#### 教育委員会 青少年室

☎ 6384-1231（吹田市役所代表）

青少年相談（吹田市役所3階） 毎週木曜日（面接相談）13:30～16:30

#### 大阪府吹田子ども家庭センター

吹田市出口町 19-3 ☎ 6389-3526

養護相談 心身障がい相談 非行相談 健全育成相談 その他の相談

## 12. 携帯電話・スマートフォン等を巡るトラブル防止に向けて

＜持たせる場合は、各ご家庭の判断と責任のもとで＞

中学生の段階で、携帯電話・スマートフォン等（以下：スマホ等）を持たせることが適切かどうかについては、大人の中でもさまざまな考え方があり意見の分かれるところですが、お子様にスマホ等を持たせるかどうかは保護者の判断であり、スマホ等を買与える場合は、その使い方やルールなどを保護者とお子様の間でしっかり決めてください。

また、最近非常に多いトラブルとして、保護者が機種変更に伴い使わなくなって家に置いていたスマホ等を、子どもが無断で使用して有害サイトを複数で閲覧する事例があります。（古いスマホ等を子どもに玩具として貸していたケースもあります。）インターネットができるゲーム機や、タブレット端末でも同様の事例があります。

本校では、校内にスマホ等の情報機器端末を持ち込んでいるのを発見した場合は、「学校に持ち込まないのがルール」と確認し、教員が預かることにしています。もしどうしてもご家庭の事情でお子様にスマホ等を持たせなければならない場合は事前に学級担任に申し出てください。

なお、令和2年度より「携帯電話の取り扱いに関する同意確認書」を提出されたご家庭につきましては、登下校中のスマホ等の所持を許可しています。「同意確認書」の詳細につきましては、入学後に配付いたしますプリントをご確認ください。これは、吹田市のガイドラインに則ったものであり、あくまでも登下校中の緊急時の使用を想定しているものであり、校内でのスマホ等の使用を許可するものではありませんので、ご了承ください。

＜スマホ等のアプリ『LINE～ライン～』などをめぐるトラブル＞

近年、スマホ等のアプリケーションソフト（アプリ）である『LINE』をはじめとしたコミュニケーションツールによるトラブルが市内学校で多数発生しています。

これらのアプリは便利な反面、使い方をひとつ間違えると、大変な人権侵害事象につながる事態にもなりかねせん。そのようなトラブルが発生しないよう、ご家庭でも十分ご注意ください。

- スマホ等やコンピュータ、PSP、DS、Switch 等を買与える場合は、保護者の責任の下でお子様とのルールを決め、必ず管理の権限を保護者が持つようにしてください。
- スマホ等で撮影した自分以外の人が写っている画像や動画を、無断でSNS等のウェブ上にアップロードすることはやめましょう。一方で、自分自身の情報についても取扱いを慎重にし、安易にアップロードや送信をしないようにしてください。近年、裁判になったり、犯罪に利用されたりするケースが増えていますので、保護者においても監視が必要であることを理解してください。
- スマホ等、コンピュータやゲーム機等の情報機器端末上の問題発生最終責任は本人ではなく、保護者にあることを、保護者の皆さんは理解されていると思いますが、お子様にも十分に理解させておいてください。
- この時期の過ちが生涯にわたって取り返しのつかないことにならないよう、ご家庭でも危険性をご理解していただいたうえで、情報機器の有効的な活用をお願いいたします。

### 1 3. 学校徴収金について

保護者に負担いただく費用として、「学校徴収金等」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・生徒会費・PTA会費）があります。学校徴収金等は、各学校が購入する教材等を決めるため、各学校が納入金額を決定します。

学校徴収金等は、口座振替（自動払込）により、吹田市教育委員会に納入していただきます。（学校に現金を持参しても納入できません。）

➤ 学校徴収金等の納期 ※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

| 期別  | 口座振替日（納入期限） | 再振替日   |
|-----|-------------|--------|
| 第1期 | 5月25日       | 6月15日  |
| 第2期 | 6月25日       | 7月15日  |
| 第3期 | 9月25日       | 10月15日 |
| 第4期 | 11月25日      | 12月15日 |
| 第5期 | 1月31日       | 2月20日  |

➤ 学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は4月下旬にお知らせします。）

- ① 教材費 約28,000円（令和5年度1年生の金額）
- ② 積立金（1・2年生のみ） 1年生30,000円、2年生30,000円
- ③ 日本スポーツ振興センター掛金 460円
- ④ 生徒会費 1,500円 ⑤ PTA会費 1家庭につき 3,360円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は取扱金融機関により異なります。）

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（5万円未満の現金窓口払いの場合313円）が必要です。）

➤ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）及び口座振替手数料

| 銀行名     | 池田泉州銀行 | 北おおさか信用金庫 | 三井住友銀行 | ゆうちょ銀行（郵便局） | りそな銀行 |
|---------|--------|-----------|--------|-------------|-------|
| 手数料     |        |           |        |             |       |
| 口座振替手数料 | 11円    | 55円       | 11円    | 10円         | 11円   |

➤ 口座振替の申込手続き

※吹田市立小学校から進学された方で、小学校で「学校徴収金等」の口座振替を申し込まれている場合は、引き続きその口座から振替を行いますので、お手続きは不要です。

（1）取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

（取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

（2）① Webでの申込み方法（池田泉州銀行はWeb申込みできません）

吹田市公式ウェブサイトの申込みページ（トップページ＞子育て・教育＞学校＞学校徴収金等＞Webでの口座振替の申込み）を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。（右の二次元コードからもアクセスできます。）

② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。（金融機関の窓口にはありません。）

➤ 口座振替申込みの注意点

- ・口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- ・兄弟姉妹が口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。なお、兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

#### ❖ その他

➤ 口座振替は、一度申込みをされると、中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続き」を参照のうえ、変更後の口座につき改めてWeb申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。

➤ 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。



## 14. 就 学 援 助 費 制 度 に つ い て

吹田市では、経済的理由で小・中学校に通うお子様の学用品費の購入等にお困りの家庭に対し、学校で必要な学用品費、校外活動費等の援助を行っています。

所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは2～3月に配布する「令和6年度（2024年度）就学援助費 申請のお知らせ」をご覧ください。

### 申請時期・方法

一斉受付期間 | 令和6年4月1日（月）～5月25日（土）ただし窓口受付は5月24日（金）まで

※ 一斉受付期間後も令和7年3月28日まで随時申請を受付けますが、申請を受付けた月からの月割支給（減額措置）となります。なお、3月の申請は、原則修了式までをお願いします。

- ① 電子申請 | 吹田市ホームページから24時間申請が可能です！
- ② 郵送申請 | 学務課にご提出ください。消印日をもって申請日とします。

必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。

宛先：〒564-0027 吹田市朝日町3番402号

吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当

- ③ 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時30分まで

場所：吹田市教育委員会 学務課（吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階）



▲就学援助 HP

## 就学援助費認定者への医療券（医療費援助）交付について

就学援助費を申請され、認定となった世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電子申請し、医療券の発行を受けてください。

### ☆対象となる疾病（学校保健安全法施行令で定める疾病）

トラコーマ、結膜炎＜アレルギー性は対象外。＞、白癬・疥癬（白癬菌・疥癬菌による水虫）、  
膿疱疹（とびひ）、中耳炎＜急性や慢性・滲出性を問わず使用できます。＞、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）＜急性副鼻腔炎やアレルギー性鼻炎は対象外。＞、アデノイド、う歯（むし歯：保険診療の対象となる治療範囲）＜歯周病等の治療、歯磨き指導等の予防的処置は対象外。＞、寄生虫病＜虫卵保有を含む＞ ※ これら以外の疾病では医療券の使用はできません。

詳しくは就学援助ホームページをご覧ください。

## 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和6年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童生徒の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

### 新小学校1年生

申請期間 | 令和6年2月1日（木）から2月29日（木）

詳しくは、令和6年1月末頃に、新入学説明会の案内に同封してあらためてご案内します。

### 新中学校1年生

中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。就学援助受給認定世帯が対象です。

◆お問合せ先：吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196（直通）

## 15. 災害時の対応について

### ❖ 台風等の時（→台風以外の要因による「暴風警報」、「大雨特別警報」の場合にも適応） 「吹田市」または 吹田市をを含む「北大阪地域」に、「暴風警報」または「大雨特別警報」が 発表されているとき

- 1 午前7時現在で「暴風警報」または「大雨特別警報」が発表されている場合は、登校せず自宅で待機します。
- 2 午前9時までに「暴風警報」または「大雨特別警報」が解除された場合（9時解除も含む）は、授業があります。解除後、速やかにかつ、安全に気を付けながら登校してください。  
（ただし、給食の提供は中止させていただきます。）
- 3 午前9時を過ぎても「暴風警報」または「大雨特別警報」が解除されない場合は、臨時休校となります。
- 4 生徒が登校した後に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発表された場合は、安全が確保されるまで学校で待機しますが、校長の判断で早めに下校（帰宅）することもあります。当日の天気予報にご注意いただき、生徒が家に入れるように各家庭で事前に相談しておいてください。（※「大雨警報」や「洪水警報」が発表されただけでは、休校になりません。）

#### 【注意】

- ・上記の措置は、「暴風警報」または「大雨特別警報」の発表時のみです。
- ・「大雨警報」や「洪水警報」等が発表されただけでは、原則として、臨時休校といたしません。安全に気を付けて登校させてください。
- ・ただし、生徒の安全確保の観点から、非常措置をとらなければならない時は、別途連絡します。
- ・登校後、「暴風警報」または「大雨特別警報」が発表され、給食を食べずに下校となった場合については、キャンセルとなり、返金（残金を増やす方法で処理）されます。

### ❖ 地震の時・・・吹田市で《震度5弱》以上の地震が起きたとき

- 1 生徒の登校前に起こったとき、学校は臨時休校になります。
- 2 登校の途中に地震が起こったとき、建物のそばなど危険な場所を避け安全な場所に一時避難した後、原則として登校し運動場等に集合します。
- 3 登校後（授業中など）に地震が起こったとき、余震に配慮し、運動場等に避難します。

#### ※生徒の下校は保護者の方に迎えに来ていただいて下校します。

（ここで言う保護者とは保護者に代わる人も含みます。近所の友達の保護者に連れて帰ってもらうことも構いません。非常時にどうするかは普段から家族や地域で考えておいてください。）  
迎えに来られるまで、下校させずに原則として学校にいたることになります。

- 4 下校時に地震が起こったとき、危険な場所を避け安全な場所に一時避難した後、安全に気をつけて家に帰ることになります。自らの命を自ら守ることや地域でのコミュニケーションをしっかりとるなど、防災について普段から家族で話し合いを持っておいてください。

- ◎ 地震の場合、電話がつかないことが予想されます。その際の情報の伝達はメール配信にて行います。

## 16. 《参考資料》物品価格一覧表（参考：令和5年11月現在）

### ❖ 制服・水着・体操服等一覧表

※購入案内チラシ等、実際に配布されるものでご確認ください。

|                       |               |            | 竹村屋学生服店 | ワタナベ学生服店 | 宇治書店  |
|-----------------------|---------------|------------|---------|----------|-------|
| 夏<br>期                | 男子            | ズボン        | 8,450～  | 8,450～   |       |
|                       |               | 白半袖カッターシャツ | 3,030～  | 3,030～   |       |
|                       | 女子            | スカート       | 12,500  | 12,500   |       |
|                       |               | 白半袖ブラウス    | 3,050   | 3,050    |       |
|                       |               | ズボン        | 12,550  | 12,550   |       |
| 冬<br>期                | 男子            | 学生服        | 20,300～ | 20,300～  |       |
|                       |               | ズボン        | 9,750～  | 9,750～   |       |
|                       |               | 白長袖カッターシャツ | 2,500～  | 2,500～   |       |
|                       | 女子            | ブレザー       | 17,950  | 17,950   |       |
|                       |               | スカート       | 12,550  | 12,550   |       |
|                       |               | ベスト（希望制）   | 5,850   | 5,850    |       |
|                       |               | 白長袖ブラウス    | 3,100   | 3,100    |       |
|                       |               | ズボン        | 12,600  | 12,600   |       |
| 共通                    |               | 上靴         |         |          | 1,350 |
| 水<br>泳<br>関<br>係      | 男子 ロングタイプ     |            |         |          | 2,100 |
|                       | サポーター（希望制）    |            |         |          | 600   |
|                       | 女子 セパレート型     |            |         |          | 3,450 |
|                       | ガードル（希望制）     |            |         |          | 800   |
|                       | 帽子            |            |         |          | 850   |
| 体<br>操<br>服<br>関<br>係 | 半袖シャツ（個人名入り）  |            |         |          | 2,200 |
|                       | ジャージ上下（個人名入り） |            |         |          | 8,300 |
|                       | 体育館シューズ       |            |         |          | 2,700 |
|                       | ハーフパンツ        |            |         |          | 2,500 |

※ 令和2年度より新しく体操服が変わりました。（ご兄弟の旧の体操服の使用も可能です。）

※ 名札、学生服ボタン、カラーは学校にて販売いたします。

名札（350円）、

男子制服：前ボタン（30円）、袖ボタン（30円）、裏ボタン（10円）

女子制服：ブレザーボタン（大40円、小40円）、ブラウスボタン（10円）

☆ボタン類は、学校での在庫がなくなれば、少し値上がりいたします。ご了承ください。

#### ※ 販売店の住所・電話番号

竹村屋学生服店 千里山西5-3-2（6384-0872）

ワタナベ学生服店 吹田市出口町27-3（6386-1152）

宇治書店 山田東2-36-8（6877-0029）

## 17. 昼食について

吹田市では、中学校給食を実施しています。

(※事前の登録や月ごとの給食希望日の申し込みが必要です。)

また、お家からお弁当を持たせていただいても結構です。

お弁当や学校給食どちらも用意できない場合、以前購買で売られていたメニューと同等品であれば昼食として持ってきてもらっても構いません。

前日まで用意をしていただき、登校に支障がないようによろしくお願いいたします。

※参考(以前販売していたパン販売メニュー)

| パ ン 販 売 メ ニ ュ ー |    |                           |                     |                     |                       |                     |
|-----------------|----|---------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|
| 山田東             | 値段 | 月                         | 火                   | 水                   | 木                     | 金                   |
| 水色              |    | サンドウィッチ<br>(卵&コロッケ)       | サンドウィッチ<br>(卵&コロッケ) | サンドウィッチ<br>(卵&コロッケ) | サンドウィッチ<br>(卵&コロッケ)   | サンドウィッチ<br>(卵&コロッケ) |
| ピンク             |    | 焼きそばパン                    | 焼きそばパン              | 焼きそばパン              | 焼きそばパン                | 焼きそばパン              |
| 白色              |    | おにぎり 昆布                   | おにぎり ツナ             | おにぎり 鮭              | おにぎり ツナ               | おにぎり 鮭              |
| 黄色              |    | トンカツロール                   | トンカツロール             | トンカツロール             | トンカツロール               | トンカツロール             |
| 青色              |    | チョコクリームサンド                | パームクーヘン             | 香ばしいメロンパン           | ふわふわスフレ<br>(生チョコクリーム) | フランスパンサンド<br>(コーヒー) |
| 白色小カード          |    | ずっしりデニッシュ<br>(苺ジャム&カスタード) | チーズ蒸しパン             | ベルギーチョコむしケーキ        | サンドロール<br>(クッキークリーム)  | バスクチーズケーキ風タルト       |
| 緑色              |    | メロンパン                     | チョコクリームパン           | ミルクココアタルト           | チョココロネ                | チョコチップメロンパン         |
| 赤色              |    | ホワイトデニッシュショコラ             | アップルパイ              | イチゴスペシャル            | ダブルロール                | 生スイートポテト<br>蒸しケーキ   |
| 水色小カード          |    | 焼そば&ころっけ<br>パック           | 焼そば&ころっけ<br>パック     | 焼そば&ころっけ<br>パック     | 焼そば&ころっけ<br>パック       | 焼そば&ころっけ<br>パック     |
| 緑色小カード          |    | 海老カツロール                   | 海老カツロール             | 海老カツロール             | 海老カツロール               | 海老カツロール             |
| 黄色小カード          |    | ミンチカツロール                  | ミンチカツロール            | ミンチカツロール            | ミンチカツロール              | ミンチカツロール            |
| 青色小カード          |    | フィッシュロール                  | チキンかつロール            | フィッシュロール            | チキンかつロール              | チキンかつロール            |
| ピンク小カード         |    | 揚げパン                      | 揚げパン                | 揚げパン                | 揚げパン                  | 揚げパン                |
| 赤色小カード          |    | ジュース (紙パックで200mL 程度のもの)   |                     |                     |                       |                     |

＊来年度、会員の皆さまの負担軽減のため活動内容の見直しを行っており、今後、規約の変更を含めた組織体制の変更など生じる可能性があります。（令和５年（2023年）10月31日現在）

## 18. P T A規約等

### 吹田市立山田東中学校 P T A 規約

#### 第1章 名称及び所在地

- 第1条 本会は、吹田市立山田東中学校 P T A と称し、所在地を吹田市立山田東中学校に置く。  
所在地 大阪府吹田市山田東四丁目33番1号

#### 第2章 目的及び活動

- 第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭、学校、社会における生徒の健全な育成をはかり、教育の効果を十分に達成せしめるのに寄与することを目的とする。
- 第3条 前条の目的を遂げるために、次の活動を行う。
1. 生徒の自主性、自立性と豊かな創造力の育成に協力する。
  2. 保護者と教職員が協力し、その資質の向上に努める。
  3. 家庭と学校の連携を密にし、会員相互の理解に努める。
  4. 教育環境の整備と充実。
  5. 会員、生徒に対する慶弔。
  6. その他、本会の目的を達成するための活動。

#### 第3章 方針

- 第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。  
但し、いずれの支配、干渉も受けない。
  2. 特定の政党、宗教に偏ることなく、又営利を目的としない。
  3. 本会又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しないし、又利用されない。
  4. 学校人事、その他管理に干渉しない。

#### 第4章 会員

- 第5条 本会の会員は、原則として学校に在籍する生徒の保護者（父母又はそれに代わる者）並びに教職員とする。  
会員として入会する場合、教職員を除き本会宛に加入申込書を提出するものとし、内容に変更があった場合は速やかに担任を通じて本会宛に変更届を、提出するものとする。
- 第6条 本会の会員は、会費を納める。会員については次の通りに定める。
1. 一世帯につき月額 280 円とし、年額 3,360 円を一括にて集金する。
  2. 転出入生については、転校日により都度精算を行う。当該月の中学校在籍日数が 14 日以内であればその月の会費を免除する。
  3. 夏季休業期間中の転出入に関しては、8 月の会費を免除する。
  4. 会費の集金については、中学校に委託する。
- 第7条 会員は、すべて平等の権利を有し義務を負う。

#### 第5章 経理

- 第8条 本会の活動する経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

#### 第6章 役員

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- |        |     |       |     |
|--------|-----|-------|-----|
| * 会 長  | 1 名 | * 副会長 | 2 名 |
| * 書 記  | 1 名 | * 会 計 | 1 名 |
| * 担当役員 | 必要名 |       |     |

但し、役員は会計監査その他の委員を兼ねることができない。

第 12 条 役員は、4 月 1 日に就任し、任期を 1 年とする。役員の再選は妨げない。

第 13 条 教職員より選出された役員を除く他の役員は、役員選出規定に従って総会で選出される。

第 14 条 役員の任務は次の通りとする

1. 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 書記は、会の記録を作成し、その庶務を行う。
4. 会計は、会の経理事務にあたり経理を管理する。
5. 担当役員は、運営委員会の求めにより、担当業務を定め委嘱するものとする。

## 第7章 会計監査

第 15 条 本会の経理を監査するために、2 名の会計監査を置く。

第 16 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告する。

第 17 条 会計監査は、必要に応じて随時会の経理監査を行い、その結果を運営委員会及び総会に報告する。

第 18 条 会計監査の選出及び任期は、役員に準ずる。

第 19 条 会計監査は役員に準ずる。

## 第8章 役員の選出

第 20 条 役員並びに会計監査の候補者を指名、又は選出は指名委員会が行う。

第 21 条 指名委員の数と選出の方法は、細則で定める。

第 22 条 削除

## 第9章 委員会

第 23 条 本会に次の委員会を設ける。これらの委員会の組織と運営については、細則で定める。

- |         |         |
|---------|---------|
| * 学年委員会 | * 生活委員会 |
| * 広報委員会 | * 指名委員会 |

## 第 10 章 会議

第 24 条 本会の会議の種類は、次の通りとする。

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| * 総会    | * 役員会   | * 運営委員会 | * 学年委員会 |
| * 生活委員会 | * 広報委員会 | * 指名委員会 |         |

## 第 11 章 総会

第 25 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関とする。

第 26 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

定期総会は年 2 回とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき開催される。

第 27 条 総会において審議する事項は、次の通りとする。

- \* 年間活動計画及び経過報告
- \* 予算、決算の審議と承認
- \* 役員の選出と承認
- \* 規約改正
- \* その他運営委員会において必要と認めた事項

- 第 28 条 総会は、会員の 5 分の 1 以上の出席がなければその議事を審議し議決することができない。  
議決は、出席会員の過半数の同意を要する。但し、委任状を以て出席に変えることが出来る。

## 第 12 章 運営委員会

- 第 29 条 運営委員会は、役員・校長・教頭と各委員長を持って構成され、総会に提出する事項及び各委員会によって立案された計画を審議する。
- 第 30 条 運営委員会は、定例委員会のほか、会長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、開催する。
- 第 31 条 運営委員会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければその議事を審議し、議決することはできない。
- 第 32 条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第 13 章 個人情報保護の取扱

- 第 33 条 本会が P T A 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第 14 章 細則

- 第 34 条 本会の規約の施行、又は運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 第 35 条 運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第 15 章 規約の改正

- 第 36 条 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することが出来ない。但し、改正案は、総会開催の 1 週間前までに会員に知らせることとする。

## 第 16 章 緊急を要する非常事態の PTA 活動

- 第 37 条 非常事態による運営委員会・総会などの開催および延期ができない場合の案件は、書面などにより決議する。ただし、急を要する場合は、それに準ぜず、山田東中学校 PTA 役員全員の賛同を得て決議とする。
- 第 38 条 非常事態における会費の増額あるいは減額・免除などについては、急を要する場合、山田東中学校 PTA 役員全員の賛同を得て仮に決議とした上で、総会における出席者、もしくは書面決議書提出者の各 3 分の 2 以上の賛成を得て決議されるものとする。
- 第 39 条 非常事態において、当該年度の PTA 活動が著しく縮小もしくは拡大されることが予想される場合、山田東中学校 PTA 役員全員の賛同を得て仮に決議とした上で、委員会の再編制を行うことを可能とする。ただし、総会における出席者、もしくは書面決議書提出者の各過半数の賛成を得て決議されるものとする。

## 付 則

この規約は、昭和 61 年度設立総会を終えたときより施行する。

平成 6 年 2 月 19 日、規約一部改正。平成 27 年 2 月 18 日、規約一部改正。

平成 29 年 2 月 17 日、規約一部改正。平成 30 年 2 月 16 日、規約一部改正。

平成 31 年 2 月 12 日、規約一部改正。令和 2 年 2 月 12 日、規約一部改正。

令和 2 年 7 月 26 日、規約一部改正。令和 5 年 5 月 19 日、規約一部改正。

## 細 則

### 第1章 委員会

- 第1条 1. 学年委員会は、それぞれの学年において会員相互の理解と協力を深め、保護者と教職員の連携を密にし、教育の活性化を図る。
2. 生活委員会は、生徒の基本的な生活習慣と道徳心及び郷土愛を高めるために、校外生活、安全教育等に業務する。
3. 広報委員会は、機関紙の発行等を行い、会員相互の理解を深め、情報の伝達と意見の交換に努める。又必要に応じて他の関係機関と連絡をはかる。
4. 指名委員会は次期役員選出において適した人選を公平かつ公正に行い、指名する。
- 第2条 特別委員会は、運営委員会が必要と認めたときに設けることができる。特別委員会は、その任務が終了した時点で解散する。
- 第3条 委員会は、学級ごとに会員の互選により4名を選出する（3学年合計48名）。4名は各委員会に分かれて所属し、お互いに協力する。
- 第4条 委員長と副委員長は、互選により選出する。なお役員及び委員長を経験した者は、以後委員に選出されることはない。（但し、会計監査は委員扱いとする。）
- 第5条 委員の任期は、1年とする（1子につき1回）。又、兄弟が在校している場合でも翌年は委員に選出されない。但し、いずれの場合も再任は妨げない。
- 第6条 各委員会の顧問として、教職員を1名置く。
- 第7条 副委員長は、必要に応じて委員長を代行する。

### 第2章 役員の選出方法

- 第8条 役員の選出は、次の通り行われる。
1. 教職員の役員選出は、教職員が行う。
2. 指名委員会は、役員候補者を自薦・他薦から広く募る。可能な範囲で新1年生の保護者にも案内を行い自薦・他薦ある場合は排除しない。
3. 指名委員会が定めた期日を過ぎても定数を満たさぬ場合は、現1・2年（新2・3年生）の保護者のうち、翌年度の免除者に該当する者を除き、各クラス1名を抽選により役員候補予定者として選出する。その中から互選により役員候補者を選出する。
- 第9条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で決定することができる。その場合任期は前任者の残任期間とし、選出された次の総会で承認を受けるものとする。

### 第3章 クラブ活動援助金の支出

- 第10条 山田東中学校にてクラブ活動に属し、近畿大会、全国大会へ出場した場合、PTAより補助金を支給する。
1. 支給目的は、交通費、宿泊費補助。
2. 支給額は、一人当たりの定額とし、近畿大会5000円/人、全国大会10000円/人とする。（団体競技では、支給額の上限を通期1クラブで10万円とする。ただし、会場が近畿圏外の場合は、1試合にエントリーする人数×10000円を超えない範囲においてその支給額は役員判断とする。）
3. 支給方法は顧問を通じて授受。領収書に受領した生徒の保護者の署名をもらう、役員は学校経由で領収書を受け取る。団体競技の場合は、複数の保護者のうち代表1名に署名をもらう。

### 第3章 細則の改正

- 第11条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。なお、細則の改正については、次の総会に報告するものとする。

## 付 則

この細則は、昭和61年度設立総会を終えたときより施行する。

|       |               |       |                |
|-------|---------------|-------|----------------|
| 平成15年 | 2月20日、細則一部改正。 | 平成18年 | 2月20日、細則一部改正。  |
| 平成20年 | 7月3日、細則一部改正。  | 平成27年 | 1月17日、細則一部改正。  |
| 平成29年 | 2月17日、細則一部改正。 | 平成30年 | 12月14日、細則一部改正。 |
| 平成31年 | 3月8日、細則一部改正。  | 令和元年  | 5月21日、細則一部改正。  |
| 令和4年  | 2月23日、細則一部改正。 | 令和5年  | 5月19日、細則一部改正。  |

# 吹田市立山田東中学校 P T A 「個人情報取扱規則」

## (目的)

第1条 吹田市立山田東中学校 P T A (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に P T A 役員名簿及び会員の名簿・個人情報の取扱について定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報管理者は、(P T A 本部役員) とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、(P T A 本部役員、指名委員長、指名副委員長) とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

## (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) P T A 会員数の把握
- (2) 役員選出等での状況把握

## (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (保管・管理及び持ち出し等)

第10条 個人情報の保管については暗証番号式の書庫に適切に保管し暗証番号の情報については個人情報の管理者及び取扱者のみが知りうる事とする。書庫にある個人情報の書類の持ち出しについては原則禁止にする。

## (情報開示等)

第11条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

## (漏えい時等の対応)

第12条 個人情報が漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに(P T A 本部役員)に報告し適切に対応する。

## (研修)

第13条 本会は、P T A 役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

## (苦情の処理)

第14条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

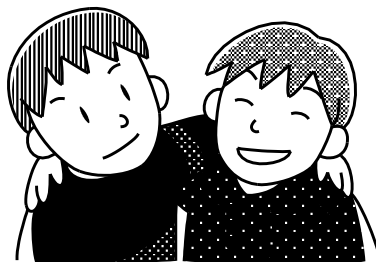
## (制定)

第15条 本会の「個人情報取扱規則」は、総会の議決を経て定める事とする。

## (附 則)

本規則は、平成 30 年 2 月 16 日より施行する。

平成 31 年 2 月 12 日一部改正。



令和6年度（2024年度）版

※入学案内作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

- ＊「片小ナビ ～保護者のための片山小学校ガイドブック～  
大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行
- ＊吹田市立小学校～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

製 作

吹田市立山田東中学校  
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和6年(2024年)2月5日

吹田市立山田東中学校

〒 565-0821

吹田市山田東4丁目33番1号

☎ 06-6876-6002

fax 06-6876-6063